流網漁業（さわら流網漁業）の許認可方針

（総則）

第１　流網漁業（さわら流網漁業に限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和２年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

（許可の定義）

第２　規則第４条第１項第５号で定める流網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

さわら流網漁業

（起業の認可）

第３　知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長３年とする。（法第58条において読み替えて準用する法第39条第２項及び規則第７条第２項）

２　起業の認可に係る申請書の様式は、様式第１号とする。

（許可の申請様式）

第４　許可の申請書の様式は、様式第１号とする。

２　申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表１のとおりとする。（規則第８条第２項）

（新規の許可等）

第５　公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第１項及び第２項並びに規則第11条第１項及び第２項）

（１）制限措置の内容

ア　許可等をすべき船舶の数　現行許可数を基本とする。

イ　船舶の総トン数　　　　　10トン未満

ウ　推進機関の馬力数　　　　動力漁船の性能の基準（昭和57年７月６日農林水産省告示第1091号）を満たすもの

エ　操業区域　　　　　　　　大阪府地先海面

オ　漁業時期　　　　　　　　４月１日から12月31日まで

（２）申請すべき期間

公示日から２か月間（閉庁日を除く。）

２　公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の（１）から（７）として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第５項及び規則第11条第５項）。

（１）府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（５点）

（２）現に府内に漁船登録をしている者（５点）

（３）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去３年間の漁業日数が年間90日以上の者（５点）

（４）新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（５点）

（５）申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（３点）

（６）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の者（３点）

（７）（１）～（６）以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（３点）

３　前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第６項及び規則第11条第６項）

（１）抽選の場所　　大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所

（２）くじの対象者　前項の基準により点数が同点で決められなかった者

（３）くじの方法　　ア　抽選の順番は先着順とする。

イ　あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。

ウ　アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。

エ　抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

４　許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第２号とする。（規則第11条第９項）

（継続の許可等）

第６　継続許可の申請期間は、次のとおりとする。（規則第14条第２項）

２月１日から３月31日まで

（許可等の条件）

第７　知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第１項及び規則第13条第１項）

（１）使用漁具数　　　　網１丈

（２）操業時間　　　　　投網は日没１時間前より開始し、揚網は日出後１時間以内に完了しなければならない

（３）操業区域　　　　　漁業権の設定区域では漁業権者の同意を得なければ操業することができない。

（４）漁具の敷設水深　　身網の浮子綱は水面から５メートル以深に敷設しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業種類 | 使用漁具 |
| さわら流網漁業 | 網の長さ　3,000m以内 |
| 網の高さ　200目以内 |

（５）使用漁具

（６）標識及び灯火

操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北（東）端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南（西）端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また500メートル間隔に白色の閃光灯と白色の標旗を掲げなければならない。

（変更の許可申請）

第８　制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第３号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第２項）

（各種届出）

第９　代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第４号から第８号までとする。（規則第３条、規則第17条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第２項及び規則第18条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第１項並びに規則第19条第２項）

（資源管理の状況等の報告）

第10　資源管理状況の報告の様式は、様式第９号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第52条第１項及び規則第21条第１項）

（許可証の交付）

第11　許可証の様式は、様式第10号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第１項及び規則第24条）

（許可証の書換え交付及び再交付の申請）

第12　許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第11号及び第12号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第２項並びに規則第27条及び第28条）

附則

１　この方針は、平成15年４月１日から施行する。

２　この方針の施行後３年を経過した場合において、操業実績、資源状況及び漁業経営等を総合的に検証し、この方針の見直しを行うものとする。

附則（全部改正）

この方針は、令和２年12月1日から施行する。

附則

この方針は、令和６年　月　日から施行する。

刺網漁業の許認可方針

（総則）

第１　刺網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和２年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

（許可の定義）

第２　規則第４条第１項第７号で定める刺網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

（１）一枚建網漁業

（２）三枚建網漁業

（３）かに建網漁業

（４）した建網漁業

（起業の認可）

第３　知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長３年とする。（法第58条において読み替えて準用する法第39条第２項及び規則第７条第２項）

２　起業の認可に係る申請書の様式は、様式第１号とする。

（許可の申請様式）

第４　許可の申請書の様式は、様式第１号とする。

２　申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表１のとおりとする。（規則第８条第２項）

（新規の許可等）

第５　公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第１項及び第２項並びに規則第11条第１項及び第２項）

（１）制限措置の内容

ア　許可等をすべき船舶の数　漁業調整、資源管理、その他海面の適正利用等を考慮し、知事が決定する。

イ　船舶の総トン数　　　　　10トン未満

ウ　推進機関の馬力数　　　　動力漁船の性能の基準（昭和57年７月６日農林水産省告示第1091号）を満たすもの

エ　操業区域　　　　　　　　大阪府地先海面

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業時期 |
| 一枚建網漁業 | 周　　　年 |
| 三枚建網漁業 | 周　　　年 |
| かに建網漁業 | ９月10日から11月９日まで |
| した建網漁業 | ５月１日から10月31日まで |

オ　漁業時期

（２）申請すべき期間

公示日から１か月間（閉庁日を除く。）

２　公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の（１）から（７）として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第５項及び規則第11条第５項）。

（１）府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（５点）

（２）現に府内に漁船登録をしている者（５点）

（３）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去３年間の漁業日数が年間90日以上の者（５点）

（４）新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（５点）

（５）申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（３点）

（６）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の者（３点）

（７）（１）～（６）以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（３点）

３　前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第６項及び規則第11条第６項）

（１）抽選の場所　　大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所

（２）くじの対象者　前項の基準により点数が同点で決められなかった者

（３）くじの方法　　ア　抽選の順番は先着順とする。

イ　あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。

ウ　アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。

エ　抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

４　許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第２号とする。（規則第11条第９項）

（継続の許可等）

第６　継続許可の申請期間は、次のとおりとする。（規則第14条第２項）

３月１日から４月30日まで

（許可等の条件）

第７　知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第１項及び規則第13条第１項）

（１）使用漁具数　　　　網１丈

（２）操業時間　　　　　第一種共同漁業権の設定区域を除く区域における操業時間は、午後３時から翌日午前８時までとする。ただし、関係漁業協同組合による操業時間に関する申し合わせ事項で、知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて適当と認めたものについては、当該申し合わせの操業時間によることができる。

（３）操業区域　　　　　漁業権の設定区域では漁業権者の同意を得なければ操業することができない。

（４）漁具所有者の表示　漁具の所有者名と所属漁業協同組合名を別に定める名札に明記し漁具のウケに必ず付けること。

（５）標識　　　　　　　漁具には、敷設状況が判別できるよう漁網の両端に標識を必ず掲げること。

（６）同時操業の禁止　　複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は１隻で行うものとする。

（変更の許可申請）

第８　制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第３号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第２項）

（各種届出）

第９　代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第４号から第８号までとする。（規則第３条、規則第17条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第２項及び規則第18条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第１項並びに規則第19条第２項）

（資源管理の状況等の報告）

第10　資源管理状況の報告の様式は、様式第９号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第52条第１項及び規則第21条第１項）

（許可証の交付）

第11　許可証の様式は、様式第10号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第１項及び規則第24条）

（許可証の書換え交付及び再交付の申請）

第12　許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第11号及び第12号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第２項並びに規則第27条及び第28条）

附則

この方針は、平成４年６月１日から実施する。

附則（全部改正）

この方針は、令和２年12月1日から施行する。

附則

この方針は、令和６年　月　日から施行する。

（別図）

　漁具所有者の表示名札（第７項（４）関係）

１５ｃｍ

　　　　　大　阪　府　許　可　刺　網　漁　業　者

　　　　　　所属組合名

１０ｃｍ

　　　　　　漁業者名

　　　（規格）　１．材質　　プラスチック

　　　　　　　　２．縦　　　１０ｃｍ

　　　　　　　　３．横　　　１５ｃｍ

　　　　　　　　４．厚さ　　　１ｍｍ